

ふれ愛プラン2020

「私たちでつくるやさしいまち」

神栖市社協第5次地域福祉活動計画

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

令和2年3月

ごあいさつ

新しい「令和」の時代の幕開けを経て、このたび神栖市社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画を策定しました。

本計画は、平成7年3月策定の第1次計画を初回として、福祉関連法改正や社会情勢の変化、地域の実情等を踏まえ、神栖市に求められる社会資源は何か、その中で本会が果たすべき役割は何かを、今後5年間の活動計画としてまとめたものです。

現在、少子高齢化や核家族化が加速し、かつて家族や地域社会が担っていた支えあいの機能は弱まっています。このような社会情勢の変化を受け、市は「神栖市地域福祉計画（第3期）」において、国が掲げた地域共生社会の実現に向けた市民の皆さまとの協働による取り組みを主軸とする方針を掲げ、本会にもその一翼を担うことが期待されています。

これまでも本会は中立・公正な公益法人としての使命を果たすべく、社会資源が充足されていない分野（権利擁護・精神障害・発達障害・ひきこもり等）に主眼を置き、新たな社会資源の創設に取り組んで参りました。

本計画では、前計画である第4次地域福祉活動計画を発展させ、支援が望まれる分野における新たな生活課題の発見や、課題解決に向け理解者、担い手をどう増やしていくかに目標を定め、行政をはじめ関係機関、市民の皆さまとの連携・協働のもと、更なる地域福祉の推進を図っていくことを中心的な柱として位置づけました。

本計画の策定にあたっては「第5次地域福祉計画策定委員会」が設置され、これまで本会が進めてきた活動の検証、及び今後の事業運営の方向性について、それぞれの関係する分野から貴重なご意見を頂戴しました。策定委員並びに本計画策定にご協力をいただきました全ての皆様に衷心より感謝申し上げます。

最後に、本計画の推進には市民の皆さまのお力添えが不可欠であり、ひとり一人の力が結集し「私たちでつくるやさしいまち」の大きな原動力となることを願っております。今後とも皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

令和2年3月

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進



神栖市社協第5次地域福祉活動計画

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 第5次計画の構成、推進体制、期間	2
(1) 計画の構成	2
(2) 計画の推進体制	2
(3) 計画の期間	4
3. 第4次地域福祉活動計画の達成度合い検証	5
(1) 基本項目(I)地域福祉推進システムの構築	5
(2) 基本項目(II)市民との協働による新たな地域づくり	7
(3) 基本項目(III)必要とされるサービスの提供と利用支援	11
(4) 基本項目(IV)地域福祉推進システムを実現する組織体制整備	14
(5) 総括～第5次地域福祉活動計画の策定に向けて～	17
第2章 「私たちでつくるやさしいまち」の実現に向けた取り組み	18
1. 第5次計画基本構想	18
2. 第5次計画基本目標	18
3. 第5次計画実施計画	21
(1) 基本目標(I)総合相談体制の充実強化	21
(2) 基本目標(II)必要とされるサービスの各領域の生活システムづくり	24
(3) 基本目標(III)市民との協働による地域生活支援のしくみづくり	30
(4) 基本目標(IV)事業推進のための組織体制の発展・強化	35
参考資料 (参考資料目次)	38

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

●社会福祉協議会の本質と基本姿勢

社会福祉協議会（以下、「社協」と表記します。）は、地域福祉をすすめる団体として社会福祉法第109条に位置づけられ、それぞれの市町村にひとつ設置を認められており、民間組織としての【自主性】と【公共性】という、二つの側面を併せもっているという特徴を有しています。

「社協」は、住民主体の理念に基づき、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」をめざし、福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整とともに自らも事業の企画・実施など、地域福祉推進の中核機関としての役割が求められています。

神栖市社会福祉協議会（以下、「本会」と表記します。）は、中立公正な立場で民間組織としての「開拓性・即応性・柔軟性」を十二分に発揮しながら、市民の皆さま、関係機関、行政等と手を携えながら、「私たちでつくるやさしいまち」の実現に向けた取り組みを実践しています。

●社協と地域福祉活動計画

【地域福祉活動計画】は、社協活動の本質を踏まえ、これから社協が推進すべき地域福祉活動の「対象」「しくみづくり」「新たな事業化」をみんなで考え、中長期的な取り組みの方向性を明らかにするものです。

この計画は、本会が呼びかけ市民の皆さまをはじめ地域において社会福祉に関わる人、各団体、関係機関が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画で、行政が策定する【地域福祉計画】と相互に連携し、計画を推進するとしています。

本会は、これまでに平成6年度に策定した第1次地域福祉活動計画（平成7年度～16年度）をはじめとし、第1次計画の後期行動計画を含め5度の計画策定を通じて、時代の変化に合わせ様々な取り組みを創設し、見直しを図りながら進めてきました。

第4次計画（平成27年度～令和元年度）の期間内には本会の公益的な活動の更なる推進と事業継続性を担保する具体的な財源確保のための基盤強化を図る【発展・強化計画】（平成29年度～令和元年度）を策定しました。

第5次計画（以下、「本計画」と表記します。）においても、発展・強化計画をふまえ第4次計画の基本構想を継承しながら、社会情勢の変化や地域の実情等に即応した取り組みを位置づける計画とします。

2. 第5次計画の構成、推進体制、期間

(1) 計画の構成

- 基本構想・・・「私たちでつくるやさしいまち」

様々な社会的障壁によって社会参加が困難となっている人々の生活課題に関わり、新たな社会資源の創設を図ることで、全ての住民にとって安心のあるやさしいまちの実現を目指します。

- 基本目標・・・基本構想に沿って、基本目標を定め事業を推進していきます。

- 実施計画・・・基本目標で掲げた取り組みを実際に展開する実行計画です。

(2) 計画の推進体制

- 神栖市地域福祉計画と神栖市社協地域福祉活動計画の関係

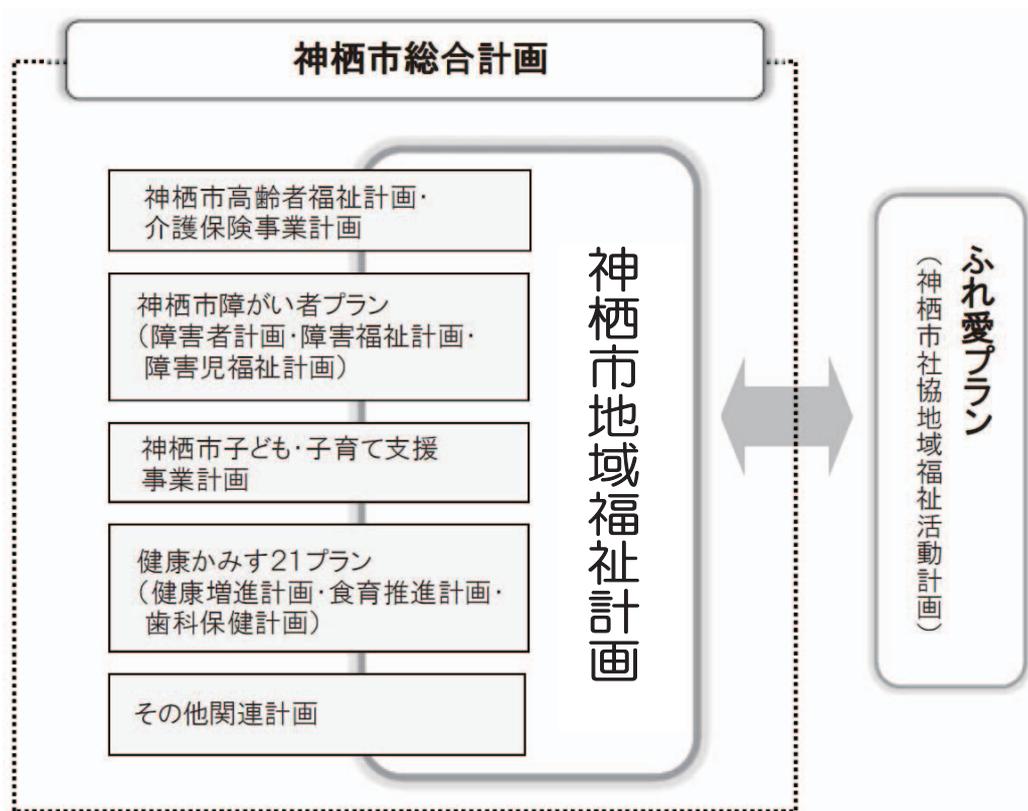
神栖市が策定する「神栖市地域福祉計画（第3期。平成30年度～令和4年度）」は、市政運営の基本方針である「神栖市総合計画」を基盤とし、地域における福祉施策を総合的に推進していくために、福祉の各分野（高齢者、障がいのある方、児童、健康増進等）の個別計画との整合性や連携を図り、その上位市町村計画として社会福祉法第107条に位置づけられています。

さらに、神栖市地域福祉計画では、本会が策定する神栖市社協地域福祉活動計画と連携を図り、計画の推進について相互連携していくものとしています。

その計画の中で、地域福祉の推進を担う中核組織としての本会の活発な活動展開が期待されています。特に生活困窮者の自立相談支援や成年後見制度の利用支援など、高度で専門的な相談機能の発揮と、総合的な相談支援体制の構築が求められています。また、ボランティアセンターで実施するボランティア活動の相談支援や市民同士の支え合い活動、更には「社協ニュース」や講演等の広報啓発事業の充実が掲げられています。

このため、本計画策定については、神栖市地域福祉計画と連動し、計画推進においても市役所関係各課を始めとする関係団体等と緊密に連携・協力し取り組んでいきます。

〈表 神栖市地域福祉計画と神栖市社協地域福祉活動計画の関係〉



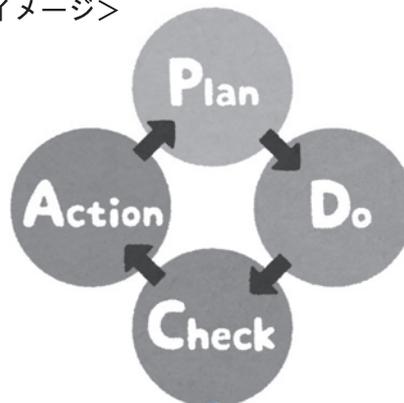
※「神栖市地域福祉計画（第3期）【平成30年3月】」より引用

● 計画の策定体制と進行管理

計画を策定するために、地域福祉活動計画策定委員会を設置し、策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び解決策の検討等を行います。

計画の進行管理は、各事業の展開方法、効率性や費用対効果、職員体制、計画の妥当性をPDCAサイクルに基づき地域福祉活動計画策定委員会において毎年度ごとに検証し、必要に応じて方向を修正します。

〈図 PDCAサイクルイメージ〉



(3) 計画の期間

- 本計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年を計画期間とします。

計画の名称	2018 平成30年	2019 平成31年	2020 令和2年	2021 令和3年	2022 令和4年	2023 令和5年	2024 令和6年
神栖市社協地域福祉活動計画	第4次(H27~R1)		第5次(R2~R6)				
神栖市地域福祉計画(第3期)	第3期(H30~R4)						
神栖市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期(H30~R2)						
神栖市障がい者プラン (障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画)	第5期・第1期(H30~R2)						
神栖市子ども・子育て支援事業計画	(H27~R1)						
第2次健康かみす21プラン (健康増進計画・食育推進計画・ 歯科保健計画)	第2次(H29~R3)						
神栖市総合計画(基本構想10年)	基本構想(H30~R9)						

※「神栖市地域福祉計画(第3期)【平成30年3月】」より一部引用

3. 第4次地域福祉活動計画の達成度合い検証

第4次地域福祉活動計画（以下「第4次計画」と表記します。）は、平成27年度を初年度とする5カ年計画として策定し、4つの基本項目を掲げ、その達成に向けた事業展開を図りました。5年間の計画期間における実施状況、及び計画期間中に発生した課題等を、基本項目ごとに検証し、次期計画へ引き継ぐべき事項を整理します。

(1) 基本項目(I) 地域福祉推進システムの構築

・コミュニティソーシャルワークの実践

第4次計画では、市内3つの日常生活圏域にそれぞれコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、各圏域の民生委員さんをはじめ福祉関係者と連携し、相談者にとってより身近に、気軽に相談ができるよう、訪問活動を積極的に展開しながら、これまでの総合相談機能を充実・強化していくことを目標としました。

CSW配置は計画通り、1年次（平成27年度）に1人目（第I圏域担当）、3年次に2人目（第III圏域担当）、5年次に3人目（第II圏域担当）を配置しました。

コミュニティソーシャルワークの進展とともに、特に各地区の民生委員さんとの連携が進むなかで、ニーズの早期発見と、適切な機関へ繋いでいく仕組みが強化され、社協への相談件数は年々増大し、相談窓口機能は着実に充実させることができました。

また、障害者相談支援事業所、精神・発達障害児支援、生活相談、後見関係など、分野ごとの相談支援についても専門相談事業として強化を図りました。さらに、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の国家資格を有する職員を他機関へ派遣（労働者派遣事業）する流れも構築しました。

今後も第4次計画の方向性を踏襲するとともに、増加する市民からの相談にしっかり対応していけるよう組織体制の強化を図る必要があります。

(i) 日常生活圏域別担当コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

日常生活圏域	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R01)	相談実績
第I圏域（堀割～溝口）	1名	→	→	→	→	3,699
第II圏域（奥野谷～太田、柳川）					1名	1,735
第III圏域（土合、矢田部～波崎）			1名	→	→	2,481
居住地不明（匿名等）、市外						296

※ 居住地不明、市外からの相談は第I圏域CSWが対応。相談件数はCSW以外も含めた総数

(ii) 相談内容別支援件数（窓口・電話・訪問）

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1 緊急生活支援	167	189	142	197	341	346
2 生活福祉資金	168	113	106	100	194	275
3 行旅人支援	3	3	0	1	1	7
4 低額診療	37	30	54	73	21	47
5 生活困窮者自立支援				324	430	396
6 生活相談(他)	36	41	60	45	66	84
7 日常生活自立支援	135	311	358	354	825	920
8 成年後見	10	5	90	121	262	511
9 障害相談	470	619	793	640	938	1,788
10 こころの相談	121	195	74	62	152	149
11 発達相談	53	13	16	35	33	259
12 ひきこもり	2	9	16	6	46	78
13 高齢者相談	619	613	586	460	583	657
14 貸出事業	53	51	35	18	11	38
15 福祉教育	82	141	134	186	160	177
16 ボランティア相談	454	354	400	379	377	475
17 ファミリーサポートセンター	824	928	955	878	1,105	1,392
18 ういらかみす	286	315	372	402	510	468
19 地区・目的別サロン	22	46	32	23	26	23
20 その他	129	71	157	137	111	121
計	3,671	4,047	4,380	4,441	6,192	8,211

(iii) 課題発見機能の充実（地区民生委員との連携）

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
民協定例会へ参加	1	5	7	11	15	19
同行訪問、情報共有	※	87	92	105	74	122

※27年度から集計開始

(iv) 労働者派遣事業

派遣先	業務内容	現派遣職員の保有資格	派遣開始
市社会福祉課	生活保護にかかる障害者相談援助業務	社福士・精福士（※）	平成26年度～
市障がい福祉課	精神保健福祉相談援助業務	社福士・精福士（※）	平成26年度～
市長寿介護課	生活支援コーディネーター業務	社福士（※）	平成26年度～
市こども福祉課	家庭児童相談専門員業務	社福士・精福士（※）	平成29年度～

※「社福士」・・・社会福祉士、「精福士」・・・精神保健福祉士

・新たなサービスを開発する仕組みづくり

第4次計画では、コミュニティソーシャルワークの実践と併行して、各関係機関との連携及び協力体制の構築、困難事例への対応検討などを行う場（地域福祉ネットワーク会議）を新たに設置し、チームアプローチ体制を整備するとともに、課題解決のための

新たなサービス開発に繋げていくことを目標としました。

計画期間中は、市の福祉関係各課において連携・協働を目的とする会議が多く設置されるようになったため、本会は、各会議への参画を通じて目標達成を目指しました。

併せて、毎月開催する地域ネットワーク勉強会では、対人援助職のストレスマネジメントやひきこもりの方の家族の抱える悩みといった今日的な福祉課題を取り上げ、その顕在化と社会化に取り組みました。

以上のような取り組みが実を結び、計画実施5年次から新事業「ひきこもり家族相談」をスタートさせることができました。今後も引き続き、コミュニティソーシャルワークに立脚した新たなサービス開発に取り組んでいきます。

(i) 地域福祉ネットワーク会議の開催、地域福祉推進会議の設置検討

会議の種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ケース会議(社協主催)	4	4	11	8	3	5
ケース会議(他機関主催)	17	30	20	10	5	3
連携会議(他機関主催)	12	24	23	15	14	13
市の政策レベルの会議	6	8	14	14	10	19
計	35	62	57	39	29	35

(ii) 地域ネットワーク勉強会の充実

テーマ分類	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
	回	延参加	回	延参加								
障害者福祉(精神)	2	31	2	37	1	27	2	75	1	40	1	49
障害者福祉(発達)	4	250	3	155	3	196	3	250	3	209	3	154
障害者福祉(その他)	2	73	3	89	4	85	2	75	2	67		
ひきこもり	2	36			1	29	1	34	3	86	3	72
成年後見・権利擁護	1	16	1	51	2	80	1	28	1	26	1	39
対人援助スキル	1	35	1	47	1	35	1	30	1	39	1	28
法律関係			1	8			1	20	1	20	1	17
その他			1	26			1	66				
計	12	441	12	413	12	452	12	578	12	487	10	359

(2) 基本項目(Ⅱ) 市民との協働による新たな地域づくり

・コミュニティ活動の積極的支援

第4次計画では、住民が主体となったコミュニティづくりを応援していくことを目標に掲げ、特に「サロン立ち上げ支援」「福祉教育出前講座の推進」「災害時を想定したつながりづくり」を重点項目に定めました。

設立からスムーズな運営に至るまでの応援を行ってきた高齢者サロンや子育てサロンは、計画に掲げたサロン目標数には至りませんでした。第4次計画期間中は市の施策が充実（介護予防事業や生きがい講座、子育て支援イベントの増加など）し、高齢者や子育て世帯が社会参加できる機会がサロン以外にも増えてきました。一方で精神障害者、高次脳機能障害者家族、発達障害児家族、発達障害児支援者など、各種の課題別・目的別グループについては、組織化及び活性化のための応援を継続しました。

福祉教育出前講座については、市内の小中学校、高校、企業からの要望に応えられるよう事務局体制を整え、かつ各学校区のシニアクラブのみなさんをはじめ協力ボランティアとの連携により、展開を充実させることができました。「高校生の進路アシストカレッジ」とあわせ、今後は青少年から大人向けの講座メニューのさらなる充実を図り、次代の地域福祉活動の担い手づくりに取り組みます。

災害時を想定したつながりづくりについては、災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルを改定し、ボランティアの発掘・育成・登録・組織化を進めました。また、計画期間中には全国各地で大規模災害が発生し、被災地の災害ボランティアセンター運営支援のため本会職員の派遣も多数行いました。被災地での支援活動の経験を自社協での運営に還元できるよう、マニュアルはさらに見直し・改善を図ります。

(i) サロンの立ち上げ支援の積極的展開

サロンの種類		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
高齢者サロン	サロンの数	14	14	15	14	14	14
	開催延べ回数	147	147	155	153	155	138
子育てサロン	サロンの数	1	2	2	2	2	2
	開催延べ回数	12	15	3	2	4	3

(ii) 福祉教育出前講座の推進

団体の種別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
小学校	32	33	35	35	32	35
中学校	0	5	2	7	10	8
高校、専門学校	2	1	1	1	1	0
企業、事業所	1	4	4	0	0	0
計	35	43	42	43	43	43

(iii) 災害ボランティアセンター運営支援のための派遣実績（第4次計画期間中）

災害の名称	派遣先(被災地)	派遣期間(派遣日数)	人数
平成27年9月関東・東北豪雨	茨城県常総市	H27.09.29～11.27 (28日間)	12人
平成28年熊本地震	熊本県益城町	H28.06.26～07.02 (7日間)	1人
平成30年7月豪雨(西日本豪雨)	広島県呉市	H30.08.30～09.05 (7日間)	1人
令和元年台風15号	千葉県鴨川市	R01.10.02～10.11 (9日間)	2人
令和元年台風19号	茨城県常陸太田市	R01.10.16～11.04 (17日間)	9人

・市民参加によるたすけあい活動の推進

第4次計画では、様々な活動主体がつながりあえる仕組みづくり、各種講座の開催を通じた新たな人材の開拓、住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化を掲げ、ボランティアセンターを拠点に取り組みを進めました。

特に、市民参加による具体的な活動である「住民参加型在宅福祉サービスういるかみす」「ファミリーサポートセンター（神栖市から受託）」の充実に努め、活動の担い手となる市民の養成・研修に、計画期間を通じて取り組みました。

また、定年後の男性を主な対象とした「輝くための男の講座」を開催し、地域活動とのつながりづくり、新たなボランティア層の開拓を図ることが出来ました。

市民参加による地域福祉活動の推進は、地域福祉活動について理解を得るところから、丹念に進めていかなければなりません。第4次計画期間のみに留めず、今後も引き続き、長期的な視点で取り組んでいきたいと考えます。

(i) 様々な活動主体がつながりあえる仕組みづくり

・交流サロンの利用状況

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
サロン内会議スペース利用延べ人数	1,340	1,490	1,367	1,432	1,488	1,354
ロッカー貸出団体数 ※総数44	30	29	28	25	24	26
コピーカード貸出団体数	32	31	33	30	32	30
掲示板・資料ラック利用件数	102	72	48	58	40	47
パソコン利用件数	48	32	36	39	33	28

・ボランティア活動登録者数

内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
団体登録数	79	85	85	82	83	87
団体加入延人数	1,738	1,919	1,811	1,691	1,731	1,968
個人登録数	64	67	56	40	37	44
登録者合計	1,802	1,986	1,867	1,731	1,768	2,012

(ii) 各種講座の開催を通じた新たな人材の開拓

年度	講座の名称	日数	受講者	講座の内容
26年度	メイクボランティア講座	2日間	18名	講義編、実践編
	ハッピーバルーン教室	2日間	32名	基礎編、実践編
27年度	輝くための男の講座	3日間	8名	そば打ち、網戸張替、まな板づくり
28年度	輝くための男の講座	4日間	17名	そば打ち、網戸張替、庭木剪定、交流
29年度	輝くための男の講座	3日間	8名	そば打ち、網戸張替、庭木剪定、交流
30年度	輝くための男の講座	4日間	5名	そば打ち、網戸張替、庭木剪定、交流
元年度	輝くための男の講座	3日間	15名	そば打ち、障子張替、庭木剪定、交流

(iii) 住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化

・住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」の運営

登録、実施状況	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用会員人数	58	58	45	53	50	46
協力会員人数	28	24	29	28	29	30
協力会員養成講座受講者	—	25	15	12	12	中止
活動回数	773	680	673	715	632	574

・ファミリーサポートセンターの運営（神栖市受託）

登録、実施状況	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
利用会員人数	591	640	722	754	811	860
子育てサポーター数	224	232	231	234	239	240
サポーター養成講座受講者	23	13	12	8	8	8
活動回数	1,888	2,259	2,350	1,930	1,707	1,633

(iv) 高校生の進路アシストカレッジの開催

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実習受入機関	6	11	12	22	21	19
医療・保健機関	2	3	4	8	5	4
保育機関	2	5	4	6	7	7
高齢者福祉施設	1	1	3	4	4	3
障害者福祉施設	1	2	1	4	5	5
修了者数	5	18	16	19	20	17

(v) 福祉活動基金の運用（助成実績）

助成項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
ボランティア グループ助成	団体数	5 団体	2 団体	4 団体	3 団体	1 団体	3 団体
	助成額	157,500	70,000	140,000	98,500	50,000	103,000
サロン・当事者 グループ助成	件数	1 団体	1 団体	1 団体			
	助成額	20,000	10,000	20,000			
活動資機材 購入費助成	件数			1 団体			
	助成額			21,600			
ボランティア 協力校助成	学校数	11 校	12 校	14 校	13 校	15 校	11 校
	助成額	535,000	600,000	700,000	650,000	750,000	700,000
助成金額計	712,500	680,000	881,600	748,500	800,000	803,000	

(vi) 神栖市社協会長顕彰の実施

表彰・感謝の基準	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
民生委員・児童委員		4	18			27
社会福祉団体、施設の役員	4	3	4	2		7
社会福祉団体、施設の職員	9	2	7	8	8	9
社会福祉の進展に大きく寄与(個人)	5	2	7	7	4	3
感謝状授与	1		2	1		
計	19	11	38	18	12	46

(3) 基本項目(Ⅲ) 必要とされるサービスの提供と利用支援

・法人後見機能の発揮と権利擁護活動の充実

認知症、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送るための支援を行う「成年後見制度」の利用ニーズが増加する一方で、申立人や後見人等候補者の不足・特に経済的弱者は後見報酬が殆ど見込めないことから第三者後見人や民間団体の参入がなく後見人の担い手がいない・という大きな課題に対し、本会は第4次計画の中で「社協が後見団体になること」を実施計画に位置づけました。

実施にあたっては、市をはじめ法律・医療の専門家から協力をいただき、計画実施初年度から準備を始め、平成28年度に神栖市の新たな社会資源となる「福祉後見サポートセンターかみす」を社協単独で開設しました。

サポートセンター開設後は、法人としての後見人受任を行うとともに、以前より実施していた「成年後見制度利用支援相談（申立支援）」、「日常生活自立支援事業（茨城県社協から受託）」とあわせ、中立公正な立場で市民の権利擁護に関する機能を一体的に運営する体制を構築しました。さらに、市民に対し広く成年後見制度の理解と利用促進を進める活動も展開しています。

その一方で、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で、判断能力が低下していないため成年後見制度や日常生活自立支援事業の対象とはなりません。身体機能の低下により日常的な預貯金の出し入れや契約行為が困難な方に対する支援の仕組みがないなど、現在のサポートセンター機能、市内の社会資源では対応しきれない課題も出現しています。

今後は、サポートセンターとして適正かつ安定した運営を継続できる基盤を更に強固なものとしながら、新しいニーズへの対応についても、市や関係機関と、解決に向けた具体的な検討を進めていきます。

(i) 法人後見受任、成年後見制度利用支援相談（申立支援）（平成29年度から神栖市より一部受託）

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
相談件数（新規）	10	5	19	14	18	31
受任者数（年度中の解約含む） ※			3	5	5	8
受任活動件数 ※			51	95	221	434
専門員活動件数 ※			105	125	262	511
ケアカンファレンス ※			14	7	8	13

※「福祉後見サポートセンターかみす」の開設（平成28年4月）以降の実績

(ii) 日常生活自立支援事業の運営（茨城県社協受託）

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
相談件数	25	28	21	30	35	28
利用契約者数（年度中の解約含む）	12	19	19	24	29	30
専門員活動件数	69	146	326	400	704	777
ケアカンファレンス	5	14	17	23	20	18

・領域別福祉サービスの充実

第2次計画（平成17年度～21年度）からの本会活動指針である「社会資源が少なく支援の充実が望まれる領域に注力した事業展開と課題の社会化」を4次計画期間中も進め、上記の「市民の権利擁護」、「精神障害者の地域生活支援の充実」及び「知的障害児者、発達障害児者支援の充実」を中心に取り組みました。

加えて第4次計画期間中には、生活困窮者への相談支援件数が増加し、平成29年度からは生活困窮者自立支援事業を神栖市から受託するなど、生活相談領域へのさらなる注力が求められるようになりました。

こういった、各領域での事業展開を充実させる一方で、法人としての中立性、公平性を確保し、利用者や他事業者との利益相反関係を廃することと、NPOや民間事業所などとのイコルフットィングの考え方にもとづき、既存事業の整理・見直しにも取り組みました。

市の指定管理者として運営してきた「福祉作業所」「障害者デイサービス」、民間事業所と同様の契約型直接サービスとして運営してきた「ホームヘルプサービス」については、市内の需要と社会資源の状況を確認した上で終了を決定しました。

今後も、現行実施している各事業の必要性を常に精査しながら、支援の充実が望まれる領域への積極的な関わりを継続していきます。

(i) 精神保健デイケア事業の運営（神栖市より一部受託）

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
神栖地区「青空」	開催回数	102	98	100	98	150
	延利用者数	1,128	938	975	818	1,031
波崎地区「ほのぼの」	開催回数	101	100	97	103	51
	延利用者数	323	302	175	67	37

(ii) 発達障害療育者研修の開催

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
療育者研修受講者（修了証発行）	21		28			13
フォローアップ研修受講者		22		30	24	

(iii) 生活福祉活動

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活福祉資金の貸付申請(県社協受託)	4	4	2	2	2	10
低額診療制度の申請	18	12	23	28	6	8
行旅人支援	2	0	0	1	1	2
緊急生活支援事業の実施	48	50	50	69	95	74

(iv) 貸出事業等の実施

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
介護機器(車いす等)	180	163	177	190	147	127
福祉車両の貸出(～30年9月)	154	103	111	87	45	
レンタカー料金助成(30年10月～)					28	61

(v) 一人暮らし高齢者交流事業(会食会、日帰り遠足)

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
延べ開催回数(地区)数	8	7	3	3	3	3
延べ参加者数	520	244	183	145	113	124

(vi) 計画相談事業所(障害者総合支援法)の運営

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
サービス計画作成	34	34	45	55	52	47
モニタリング実施	32	95	152	117	105	95

(vii) 知的障がい児放課後支援事業(神栖市受託)

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
稼働日数	191	192	193	※		
延べ利用者数	598	429	298	※		

※市内に同サービスを提供する事業所が開設されたため受託終了

(viii) 長期休暇中の知的障がい児預かり支援事業

実施項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
稼働日数	43	49	43	※		
延べ利用者数	55	41	38	※		

※上記受託事業の終了と合わせて終了

(ix) ホームヘルプサービスの運営(延べ利用者数)

サービスの種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
介護・介護予防サービス	1,487	1,310	1,162	1,032	811	※
障害者居宅介護・同行援護	2,395	1,797	1,313	1,343	1,152	※
軽度生活援助事業(神栖市受託)	506	177	46	41	37	※
移動支援事業(神栖市受託)	0	4	0	0		※
養育支援訪問事業(神栖市受託)	21	0	0	8	12	※
計	4,409	3,288	2,521	2,424	2,012	

※平成31年2月末でサービス提供終了。同年3月末日で事業所閉鎖。

(x) 障害者デイサービスセンターのぞみの運営（神栖市指定管理事業。延べ利用者数）

サービスの種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活介護事業	2,712	2,996	2,671	2,444	2,214	※
基準該当放課後等デイサービス	187	307	285	257	157	※
計	2,899	3,303	2,956	2,701	2,371	

※平成31年3月末の指定期間満了をもって後任事業所へサービスを引き継ぎ。

(xi) 障害者福祉作業所きぼうの家の運営（神栖市指定管理事業。延べ利用者数）

サービスの種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活介護事業	1,988	1,636	1,722	2,004	1,835	※
就労継続支援B型事業	2,434	3,051	2,972	3,052	3,085	※
計	4,422	4,687	4,694	5,056	4,920	

※平成31年3月末の指定期間満了をもって後任事業所へサービスを引き継ぎ。

(4) 基本項目(IV) 地域福祉推進システムを実現する組織体制整備

・専門職を活かした組織機構の再編

本会正職員に占める社会福祉士の割合は、計画策定前（平成26年度）は66.7%（18名中12名）でしたが、現在は89.5%（19名中17名）となり、うち13名は精神保健福祉士資格を併有しています。第4次計画では、専門職である本会職員を神栖市の地域福祉への貢献のためどう機能させていくか、そのための組織体制構築を重点項目に掲げました。

計画初年次から、コミュニティソーシャルワーク部門を中心に据え、かつ中立公正な相談機関としての機能を発揮できるよう、サービス提供部門との分離を図りました。

また、福祉の専門職配置を必須とする行政施策にも積極的に応えていける体制を強化し、生活困窮者自立支援事業の受託や、労働者派遣事業の拡大など、行政施策への貢献と併せて本会事業基盤の拡大につなげることが出来ました。

労働者派遣事業に関しては、今後も、行政をはじめ市内の福祉事業に広く貢献していけるよう体制強化を図りたいと考えます。

(i) 事務局正職員の国家資格取得状況（有資格者数）

資格種別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
正職員数	18	18	18	17	18	19
社会福祉士	12	12	12	14	15	17
精神保健福祉士	8	11	12	12	13	13
社会福祉士実習指導者	4	4	4	6	6	6
精神保健福祉士実習指導者		1	1	4	6	6

(ii) 事務局体制の変遷（組織構成及び7月1日時点の職員数）

役職名・部署名等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
事務局長	1	1	1	1	1	1
神栖本所地域福祉推進センター	10	9	10	9	11	
〃 地域福祉総合相談センター						8
〃 福祉活動推進センター						5
波崎支所地域福祉推進センター	9	9	8	5	5	5
在宅福祉サービスセンター	44	38	32	32	29	
派遣職員	3	3	3	4	4	4
計	67	60	54	51	50	23

・財源の確保

第4次計画では「市とのパートナーシップにもとづく助成・受託金の確保」「応援者を増やす（会費、寄付金の増強）ための広報」「保有資産（基金、積立金）の適正活用」を目標に掲げました。

さらに、その具体的展開方法と目標値について、平成28年11月に『経営改善計画策定指針に基づく行動計画（神栖市社協発展・強化計画。以下「発展・強化計画」と表記します。）』を策定し、明らかにしました。

この「発展・強化計画」は、地域福祉活動計画と連動し、活動計画の実現かつ法人の経営部門を強化するために必要な組織体制の整備と、事業継続性を担保するための具体的な財源確保について計画化したもので、本会が地域における公益的な活動をさらに推進していくための基盤強化につなげる3カ年計画（平成29年度～31年度）として策定しました。

特に財源確保に関しては、「新たな会員制度の創設（団体会員など）」「福祉活動基金原資の有効活用」など、自主財源や保有財産を地域福祉に還元していく具体的方策が掲げられ、計画期間を通じて着実に実施し、本会独自財源による事業展開の道筋が明確化されました。社協会員会費実績など減少傾向が続いている項目もありますが、3年間を通して殆どの項目を達成することができました。

この計画では他に「住民ニーズに合致した事業展開」「時代に即応した組織の構築」についても計画化していましたが、いずれも地域福祉活動計画と重なり、連動しているため、第2次発展・強化計画については、各項目の達成状況をふまえ、今回策定する第5次地域福祉活動計画との一体的策定とします。

(i) 社協会費の状況

(単位:円)

会費の種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
一般会費	13,368,500	12,802,500	12,685,000	11,931,500	11,317,000	10,822,000
特別会費	120,000	155,000	135,000	126,000	114,000	50,000
法人会費	2,830,000	3,250,000	3,240,000	3,340,000	3,430,000	3,200,000
団体会費(29年度～)				23,000	25,000	26,000
計	16,318,500	16,207,500	16,060,000	15,420,500	14,886,000	14,098,000

(ii) 寄付金の状況

(単位:円)

寄付金の種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
一般寄付金	2,456,565	4,784,746	3,268,862	2,238,323	2,959,932	1,755,901
一般寄付金(募金箱)				196,171	248,725	246,651
指定寄付金	134,940	426,345	407,885	265,703	239,319	298,839
施設整備等寄付	299,700	0	0	250,000	0	0
計	2,891,205	5,211,091	3,676,747	2,950,197	3,447,976	2,301,391

(iii) 共同募金の状況

(単位:円)

募金の種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
地域募金	60,000	302,404	1,122,416	1,509,272	1,564,609	1,645,799
職域募金	103,514	128,195	239,650	277,090	337,153	314,304
募金箱募金	533,680	515,149	530,349	470,642	400,124	433,937
街頭募金ほか	93,236	60,929	138,922	115,438	86,878	52,729
募金総額	790,430	1,006,677	2,031,337	2,372,442	2,388,764	2,446,769

(iv) その他の自主財源の状況

(単位:円)

財源の種類	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
自動販売機設置手数料	488,010	453,682	482,792	437,878	443,973	404,904
実習受入謝礼	162,600	108,000	64,000	50,800	41,500	28,800
有料広告掲載料			12,000	84,000	89,000	96,000
計	650,610	561,682	558,792	572,678	574,473	529,704

(v) 神栖市社協の財源構成(内部取引を除く)

(単位:円)

収入項目	26年度決算	構成比	28年度決算	構成比	30年度決算	構成比	元年度決算	構成比
会費収入	16,318,500	6.4%	16,060,000	6.4%	14,886,000	5.9%	14,098,000	7.0%
寄付金収入	2,891,205	1.1%	3,676,747	1.5%	3,447,976	1.4%	2,301,391	1.1%
共同募金配分金	27,148	0.0%	66,677	0.0%	159,442	0.1%	174,764	0.1%
市補助金収入	73,825,000	28.7%	81,877,000	32.5%	75,379,000	29.9%	89,435,000	44.4%
受託金収入	22,118,420	8.6%	21,435,860	8.5%	30,552,490	12.1%	31,010,684	15.4%
指定管理料	21,335,000	8.3%	0	0.0%	0	0.0%		0.0%
介護報酬(介・障)	80,179,170	31.2%	82,032,137	32.6%	75,223,177	29.8%	1,901,670	0.9%
事業収入・派遣料	22,528,772	8.8%	26,824,346	10.7%	37,355,307	14.8%	38,127,286	18.9%
その他の収入	1,016,209	0.4%	1,216,361	0.5%	1,471,768	0.6%	1,465,846	0.7%
積立金取崩	6,500,000	2.5%	11,800,000	4.7%	4,000,000	1.6%	20,500,000	10.2%
前期繰越金	10,116,113	3.9%	6,623,939	2.6%	9,900,232	3.9%	2,209,754	1.1%
計	256,855,537		251,613,067		252,375,392		201,224,395	

(5) 総括～第5次地域福祉活動計画の策定に向けて～

第4次計画は、前回計画（第3次。平成22～26年度）の推進を通して高めてきた「職員の質」を、神栖市の地域福祉増進へどう還元するか、をコンセプトに「コミュニティソーシャルワークの推進」「法人後見機能の発揮」を活動の柱としました。

CSWを各日常生活圏域に配置したことで、計画期間を通じて本会に寄せられる相談支援件数は飛躍的に伸びました。また「福祉後見サポートセンターかみす」を設置（平成28年）し、成年後見制度に関する分野の事業化も達成できました。

一方で、ホームヘルプサービスをはじめとする契約型福祉サービスについては、市内の社会資源を応援する立場から順次終了させ、本会が、利用者や他事業所と利益相反関係の無い、中立・公正なソーシャルワーク機関となるための足がかりとしました。

計画期間中は行政の福祉施策も充実が図られ、神栖市においても新たな事業や相談窓口が整備されました。本会は、各相談窓口との連携強化に加え、労働者派遣事業による市福祉関係課への専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）派遣を増やし、市全体の福祉増進への貢献を続けています。

第4次計画に掲げた目標はおおむね達成することができました。これからは、名実ともに中立・公正なソーシャルワーク機関となった本会が、神栖市の福祉増進のためにその機能をさらにどう活かしていくかが問われ、第5次地域福祉活動計画は、その方向性を具体化する計画とならなければなりません。

本会活動の根幹は、市民の生活課題にいち早く寄り添い、相談支援や事業化等により課題の解決を目指し、市民の権利を守ることです。具体的には、少数派故に生活課題が社会化されず、暮らしを応援する社会資源が無いまたは不足する分野で、たとえハンディキャップや暮らしにくさを抱えていても、誰もが等しくその市民的権利を享受できるよう、権利擁護活動を中心に様々な取り組みを生み出すことです。

精神障害者や発達障害児の支援、ひきこもりの課題等においては、法制度や社会資源は未だ十分ではない状況が続いています。また、成年後見や生活困窮者支援の分野では、増加傾向にある利用ニーズに応じていくための基盤強化・社会資源開発が必要となっています。これらの課題は第5次計画においても引き続き重点項目に位置づけるとともに、新たな生活課題の発見と、課題解決のための組織化・事業化に取り組みます。

さらに「市民の権利を守る」とは、ボランティア活動など、自らも活動に参加して社会貢献したい、あるいは活動への参加を通じて自己実現を図りたいといった市民の思いに応える取り組みでもあると捉え、活動者の応援を計画化します。

第5次計画では、地域福祉活動の「受け手」「担い手」を含めた、市民の権利擁護活動を計画策定の基本的な考え方とし、各目標ごとの事業展開を明らかにしていきます。

第2章 「私たちでつくるやさしいまち」の実現に向けた取り組み

1. 第5次計画 基本構想

- 本計画は、第4次計画の取り組みを更に充実し、発展させるため、本会活動における基本姿勢（第3次地域福祉活動計画策定時作成）を堅持し、第4次計画の基本構想「私たちでつくるやさしいまち」を継承します。

様々な社会的障壁によって社会参加が困難となっている人々の生活課題に関わり、新たな社会資源の創設を図ることで、全ての住民にとって安心のあるやさしいまちの実現を目指します。

2. 第5次計画 基本目標

- 本計画では、基本構想に沿って、基本目標を定め事業を推進していきます。

【基本目標Ⅰ】 総合相談体制の充実強化

地域福祉の総合相談窓口として様々な関係機関との連携を強化し、情報提供を充実させるとともに、本会の専門相談の精度を高めます。また、解決の糸口がみえない課題には伴走型の支援を通じて、課題発見から解決まで重層的な相談体制を強化します。

【基本目標Ⅱ】 必要とされる各領域の権利擁護・生活支援システムづくり

少数派故に社会化されていない人々の生活課題や制度の狭間にあることで課題解決が図られていない分野の福祉サービスの充実に取り組みます。

【基本目標Ⅲ】 市民との協働による地域生活支援のしくみづくり

福祉社会の実現に不可欠な市民の福祉意識の向上を目指し、各年代層への福祉教育活動を進めます。また、ボランティア・コミュニティ活動を応援し、市民協働で支え合う地域づくりの気運を醸成します。

【基本目標Ⅳ】 事業推進のための組織体制の発展・強化

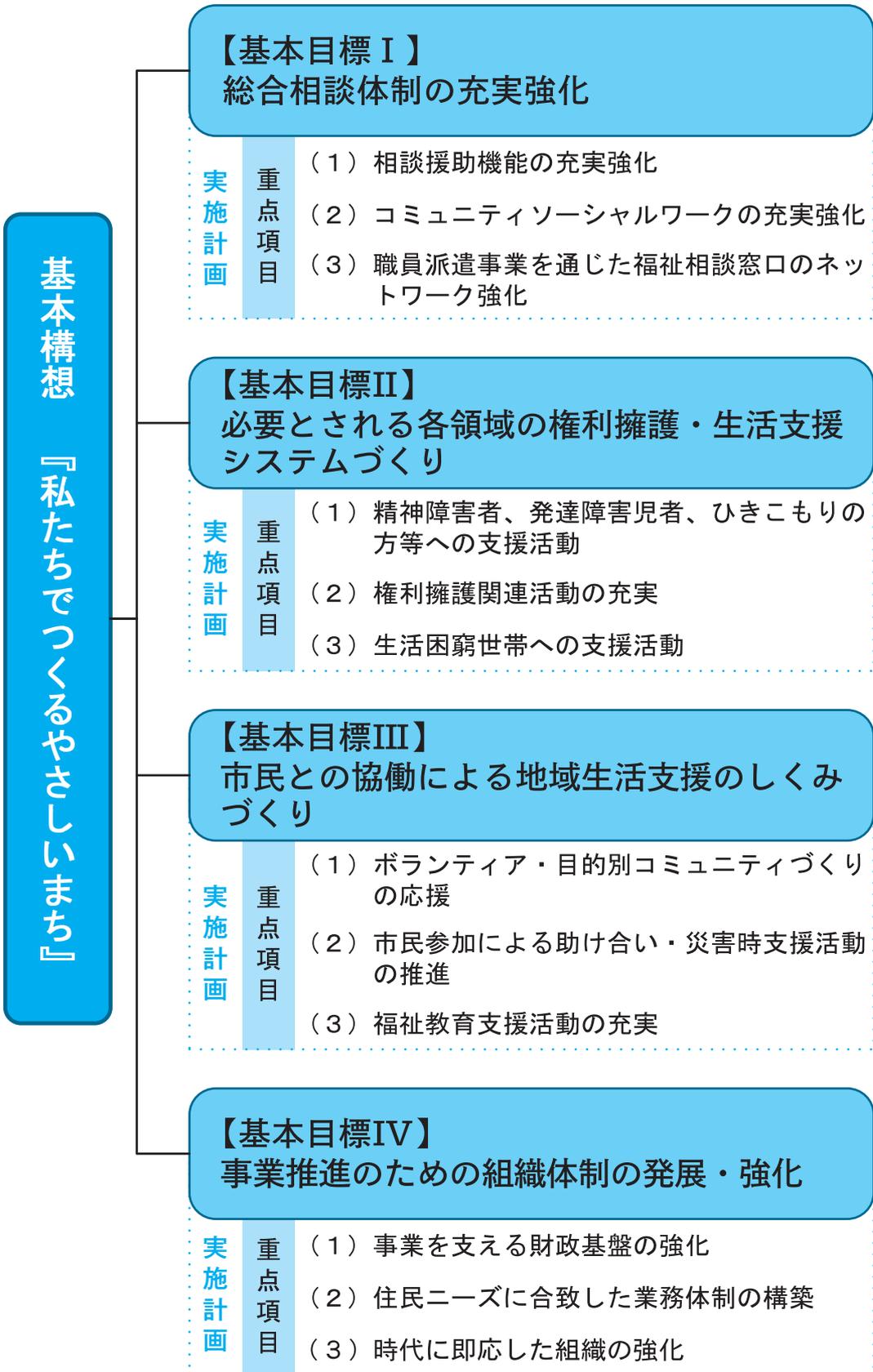
地域福祉活動計画の実効性を高め、本会の使命に基づき地域における公益的な活動をさらに推進していくために、役職員が一丸となり経営基盤の強化を図ります。

<計画の構成図>

第1章

第2章

参考資料



＜第3次地域福祉活動計画で示した神栖市社協の活動方針＞

『神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢』（平成22年3月）

1. 社協の「唯一無二性」の発揮

他の機関や団体では実施しにくい、又はできない少数派故に社会化されていない分野の人々の生活課題に関わり、地域住民や行政と共にその解決のために、「必要とされる取り組みを進める」ことが本会活動の根幹であり、社協の「唯一無二性」である。

2. 新たな福祉ニーズへの迅速な対応

急激な高齢化や家族構造の大きな変化に伴って出現する新たな福祉ニーズに、迅速にフレキシブルに応じていくという、特徴的な役割を最大限発揮していくことで、地域福祉の充実に貢献する。

3. 新たな分野への先駆的事業展開

これから必要性の高まりが予測され、更にその課題への対応機関・サービスが無い、もしくは生まれにくい分野への取り組みを先駆的に展開し、住民生活の「生活安心感」の高まりに貢献する。

4. 新たな社会資源の創設

住民の生活課題とその解決策（社会資源）との関係の中で、生活課題を抱えた人々が少数派であるために、他の多くの住民が社会的課題であることに気づいていない問題を広く正しく伝えることを繰り返し、新たな社会資源の創設に貢献する。

5. 他機関や市内で活動する福祉専門職の応援

社会資源のメニューとしては存在するものの、本来の機能やその特徴を様々な理由により発揮できていない状況に関わり、本来機能を発揮出来るよう他機関や専門職を支援し、社会資源の質的向上に貢献する。

6. 使い勝手の良い福祉総合相談機関としての役割発揮

様々な機関・団体とのつながりを強化し「どこに相談したらいいかわからなくても、社協に問い合わせれば適切な解決機関につないでくれる」と、住民にとって使い勝手の良い福祉総合相談窓口としての役割発揮により地域ケアシステム構築に貢献する。

7. 専門職集団としての信頼を得られる活動

1から6の取り組みを起動させ、実践していくために必要な準備・努力を全職員が実行し、住民、他団体・機関、行政等から市内唯一の中立公正な専門職集団としての信頼を得られる活動を通じて、本市の地域福祉の向上に貢献する。

3. 第5次計画 実施計画

●基本目標で掲げた取り組みを実際に展開する実行計画です。

【基本目標 I】総合相談体制の充実強化

重点項目（1）相談援助機能の充実強化

地域福祉の総合相談窓口として高齢、障害、児童・子育て、生活困窮といった幅広い分野の福祉課題を受け止め、本会の各種専門相談を活用し、組織全体で重層的な相談援助を行います。また、生活課題が複合化している世帯の課題解決にあたっては、他機関と連携し包括的な支援が必要となることから、民生委員・児童委員や関係機関とのネットワークを強化し、様々な状況にある方がいつでも安心して相談できる体制を充実させます。

I－（1）－1. 組織による相談援助の強化

福祉総合相談を入口に専門相談との重層的な対応と、長期にわたる継続的な支援を行うため、相談システムの活用によるデータベース化を行います。

I－（1）－2. 課題発見機能の充実

課題の早期解決のため、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携し、生活課題が複合化する世帯の発見と見守りをする体制を強化します。

I－（1）－3. 他機関の相談窓口とのネットワークづくり

司法・教育・保健・医療など福祉分野以外の機関と連携していくため、市「困りごと相談」等と連携し、各種相談窓口の意見交換会を行います。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
I－（1）－1. 総合相談体制の充実強化 【自主事業・拡充】	システムデータベース化 蓄積したデータの検証	→ →	→ 新規専門 相談検討	→ →	→ →
I－（1）－2. 課題発見機能の充実 【自主事業・拡充】	民児協定例会へ毎月出席、包括支援センターと情報交換（半期）	→ →	→ →	→ →	→ →
I－（1）－3. 他機関の相談窓口とのネットワークづくり 【自主事業・新規】	市に意見交換会の提案	年1回実施の定例化	→	→	→

重点項目（２）コミュニティソーシャルワークの充実強化

生活課題を抱える相談者に対し、市内を3つに分けた日常生活圏域に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、アウトリーチによって相談へのアクセスのしやすさを高めて地域の支援者や関係機関と連携し、寄り添って支援します。また、福祉分野における各種会議に積極的に参加し、関係機関との連携を図ります。

平成9年から毎月1回開催している「地域ネットワーク勉強会」では、平成30年度にひきこもりをテーマとした連続講座を開催し、当事者・家族・関係機関とのネットワークを拡げ、翌年度に「ひきこもり家族相談」の事業化に結びつけました。今後もこのような「地域ネットワーク勉強会」等の住民ニーズ・社会的課題の確認・検証機能を重視し、内容の充実を図ります。

I－（２）－１．日常生活圏域別担当CSWの配置

市内3圏域に各1名のCSWを配置する体制を継続します。福祉課題の増加や深化によって、市施策の動向を踏まえ、圏域の範囲又は配置人数等の見直しを検討します。

I－（２）－２．課題解決へのネットワークづくり

CSWが、高齢者・児童・知的障害・発達障害・各種福祉分野別で実施する会議へ積極的に参加します。

I－（２）－３．生活課題解決に対する組織化・事業化

地域ネットワーク勉強会でのテーマ選定を土台に、新たな福祉課題に対応できる新規組織化・事業化を図ります。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
I－（２）－１． 日常生活圏域別担当CSWの配置 【自主事業・継続】	3圏域に各1名配置	→ 相談内容の検証	→ CSW配置見直し	→ 適正配置実施	→ →
I－（２）－２． 課題解決へのネットワークづくり 【自主事業・継続】	福祉分野別の各種会議に参加	→	→	→	→
I－（２）－３． 生活課題解決に対する組織化・事業化 【自主事業・継続】	ネットワーク勉強会実施（毎月）	→ 新規事業検討	→ →	→ 新規事業化	→ →

重点項目（3）職員派遣を通じた福祉相談窓口の充実とネットワーク強化

複雑多様化した福祉課題に対し適切・迅速に対応していくには、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家資格を有し、かつ相談支援業務経験の豊富な専門職の配置が求められ、特に行政施策の多くにおいては専門職配置が必須とされています。

本会は労働者派遣事業所として、平成26年より市役所福祉関係課へ相談支援業務を担当する職員を派遣し、各窓口の相談機能充実に向け協力しています。今後も職員派遣を通じ、市民の暮らしやすさに繋がる役割を果たせるよう、職員育成・研修を行うとともに、新たな派遣先を開拓できるよう努力します。

併せて、本会と派遣先、各相談機関のネットワークを強化し、障害者・高齢者・児童への虐待やDV等が複合化した課題や、制度の狭間にある課題に対し、各機関が連携して支援にあたる仕組みをつくりまします。

I－（3）－1．市役所福祉関係課への職員派遣継続

継続して公福祉に貢献できるよう、派遣元研修による職員の資質向上と併せ、派遣職員同士、派遣職員と社協CSWとの情報交換会等により所属を超えた職員間連携を図ります。

I－（3）－2．派遣先とのネットワーク強化

各派遣先、派遣職員とのネットワークをもとに、他の関係機関とも協力して、ケース会議等を積み重ね、支援ネットワークを強化します。

I－（3）－3．新たな職員派遣枠の獲得

国家資格を保有する職員を増員することにより、現派遣先への安定した派遣継続と、必要とされる行政・福祉機関等への新たな職員派遣に応じられる体制を目指します。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
I－（3）－1． 市への職員派遣継続 【自主事業・継続】	派遣継続	→	→	→	→
	派遣元研修	→	→	→	→
	情報交換会	→	→	→	→
I－（3）－2． 派遣先とのネットワーク強化 【自主事業・継続】	困難ケース 会議に参加	→	→	→	→
I－（3）－3． 新たな職員派遣枠の獲得 【自主事業・新規】	既存職員の 育成	→	→	→	→
	必要に応じ 職員採用	→	→	→	→

【基本目標Ⅱ】必要とされる各領域の生活支援システムづくり

重点項目（１）精神障害者、発達障害児者、ひきこもりの方等への支援活動

第4次計画では、少数派故に課題が社会化されずサービスが無いまたは少ないことで十分な課題解決が図られていない「精神障害者、発達障害児者、ひきこもり」領域の支援を事業化しました。今計画では、未だ十分ではないこの領域について、これまで以上に厚みを加え更なる充実を目指します。

精神障害の分野では、社会参加に必要なトレーニングの場が医療機関の実施するデイケア等に限られた状況であったことから、本会は家庭と医療機関の中間支援として精神保健デイケア事業をスタート（平成16年度）しました。その後、障害者総合支援法の改正により市内にも精神障害者が利用できる様々なスタイルの就労支援事業所が増えたことで支援環境はさらに進展しました。一方、各事業所が提供するプログラムが多岐に渡ることで、利用する精神障害者の意識や能力等との相性に課題が生じるケースが散見されるようになりました。そのため今後は、サービス利用者一人ひとりの状態にあったサービス利用につながるよう、医療機関を始め市内就労支援事業所やその他の支援窓口との連絡会等を創設・開催し、相互理解を深めることでサービス利用のミスマッチを解消していきます。

発達障害の分野では、本会は発達障害者支援法が公布された平成16年度に集団活動の場で発達の偏りを早期に発見しやすい保育士等を対象とした「発達障害療育者研修」を開催しました。その後15年間で9期に渡り開催した研修会では、多くの支援者の参加協力により修了者264名を輩出しました。今後も、支援者が現場で活用できる技術向上のための研修を多く盛り込むなど研修内容の充実を図り、発達障害の理解と支援環境の充実に取り組めます。さらに成人の発達障害に対する支援については、社会資源が少ない状況であることから、ニーズの把握と必要とされる支援のあり方について検証します。

ひきこもりの課題については、背景や要因が様々で一人ひとり異なるように、課題解決においても目指すゴールや要する期間の違いがあります。重要なことは、ひきこもり状態にある本人（以下「本人」と表現します。）が課題解決に向けて前向きになることです。そのための鍵となるのは、一番の理解者であり支援者となる家族であり、この家族への支援こそが解決への近道とされています。令和元年度にスタートした「ひきこもり家族相談」ではそうした家族からの相談を受け、本人と家族との関わりを良好にすることを通じて本人の課題に取り組む意欲を引き出す相談援助を行っています。今後も、社協が「ひきこもり」に関する身近な相談窓口であることを広報紙、ホームページ、勉強会といった様々な媒体を活用し広く市民へ伝達し、相談機能のさらなる充実強化を図ります。

Ⅱ－（１）－１．精神障害者の地域生活支援の充実

本会の精神保健デイケアについては、本人の希望や障害の度合いによって活用できるプログラムの内容を充実し、精神障害者の地域での居場所としての機能を高めます。

市内の精神障害者が個々の状況にあったサービス利用へのアクセスがスムーズになるよう医療機関や就労支援事業所との情報交換の場を開催します。

Ⅱ－（１）－２．発達障害児者等支援の充実

療育者向け研修を支援者が実際に支援方法に悩んでいる事例等を通して現場で活用できる実践的な内容を盛り込みステップアップした研修へ切り替えます。成人の発達障害の課題についてニーズ把握と必要となる支援の検証に取り組みます。

Ⅱ－（１）－３．ひきこもり家族支援の充実、支援ネットワークの構築

ひきこもり家族相談を入口に、当事者に対するCSWによる相談支援や生活困窮者自立支援事業と協働した就職活動をサポートする一連の支援体制を本会内の取り組みとして整備します。また本会と市内外のひきこもりの支援機関とのネットワークにより、継続した支援体制を構築します。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
Ⅱ－（１）－１． 精神障害者地域生活支援の充実 【自主事業(一部受託※)・拡充】	デイケア事業のプログラムを充実 関係機関間の情報交換会開催	→	→	→	→
Ⅱ－（１）－２． 発達障害児者等支援の充実 【自主事業・拡充】	ステップアップ研修開催 成人の発達障害のニーズ把握	→	→	→	→
Ⅱ－（１）－３． ひきこもり家族支援の充実、支援ネットワークの構築 【自主事業・拡充】	心理療法士による家族相談支援 支援機関間と情報共有・連絡会準備	社協職員による家族相談支援を強化 →	就労準備支援事業との連携 支援機関間連絡会の開催	→	→

※一部受託：精神障害者デイケア事業

重点目標（2）権利擁護関連活動の充実

成年後見制度の課題の一つとされる成年後見人（以下「後見人」と表記します。）の担い手不足に対して、親族以外の弁護士や司法書士、社会福祉士といった第三者後見人に加え、新たな選択肢となる法人が後見人となる「法人後見受任事業」を本会では、平成28年の「福祉後見サポートセンターかみす」開設と同時にスタートさせました。

本会が後見受任する対象は、判断能力が不十分なため制度利用が福祉的見地から必要であり、親族や他の後見人の支援が得られない、資力のない方です。今後も増加が見込まれる成年後見制度の利用需要に対し、本会がそのような方の後見受任を積極的に行うことで、後見人の供給不足といった課題解消の一翼を担うことができます。

今後も法人後見受任事業と日常生活自立支援事業の一体的な運営体制を強化し、両事業の利用促進のための相談支援と利用啓発事業を充実します。更に総合的な権利擁護事業の支援実績を生かし、市の進める成年後見制度の利用促進事業に貢献していきます。

一方で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で判断能力は十分でも、資力がなく親族等の支援が得られず入院や福祉施設入所時に保証人を頼める人がいないといった不安に対応する手立てが課題となっています。こうした課題に対応するため、都市部等では本人と社協等が事前に公正証書での契約を結び、契約者の入院、施設入所時に社協等が保証機能や支援を行う事業が展開されています。そのため今後このような取り組みが神栖市において必要となるのか、本会が担う範囲はどこなのか、ニーズはどの程度あるのかを把握し、実践に向けた検証作業に着手します。

Ⅱ－（2）－1．福祉後見サポートセンターかみす活動の充実

増加が見込まれる法人後見人受任事業の適正かつ安定した運用のため、担当職員増員や専従化の検討と後見支援員の確保に取り組みます。

市成年後見制度利用促進計画の策定と運用実施における、制度の広報・相談・制度利用促進・後見人支援の機能を果たす中核機関の取り組みに寄与します。

Ⅱ－（2）－2．日常生活自立支援事業の活用促進

本事業の対象者が制度利用につながりやすくなるよう高齢者・障害者の相談支援機関へ、事業を通じた個別支援事例の周知などによる広報・啓発の充実を図ります。

必要に応じて本事業から法人後見受任事業を含む成年後見制度の利用支援へつなぐなどサポートセンターの一元的な取り組みのもとで、利用者の安心のある生活を守ります。

Ⅱ－（2）－3．公正証書に基づく保証支援活動のニーズ把握と必要度合いの検証

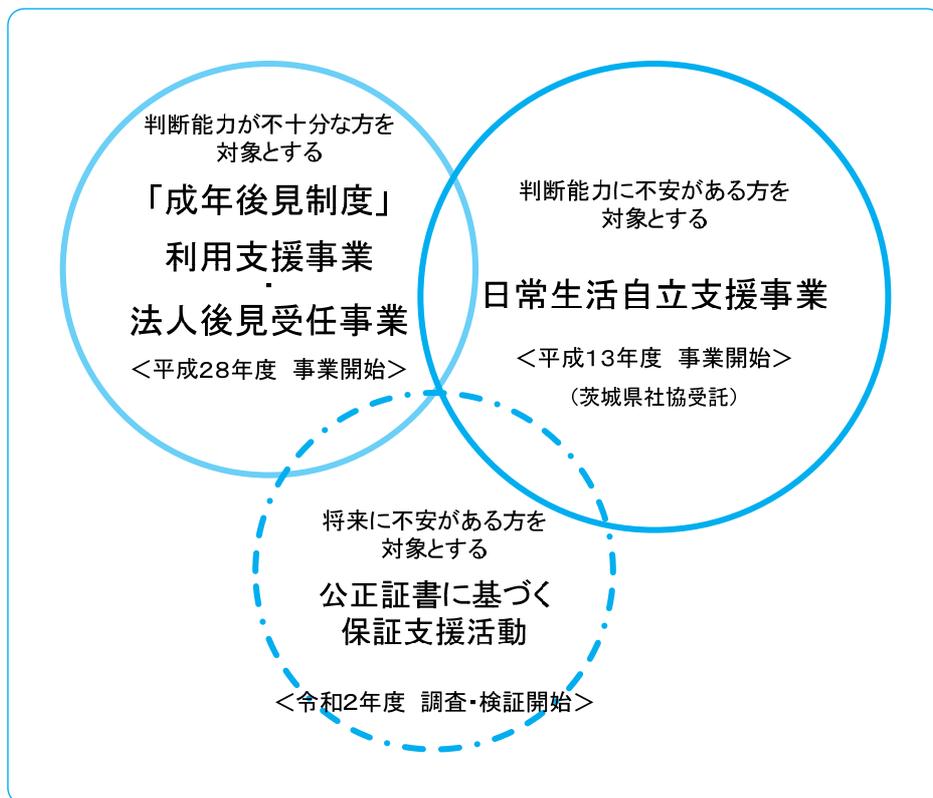
判断能力の低下のない一人暮らし高齢者などの日常的な支払いの支援や、施設入所の際

の保証機能を果たす公正証書による契約に基づいた保証事業の市内におけるニーズ調査と事業の必要度を検証します。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
Ⅱ－(2)－1. 福祉後見サポートセンターかみ す活動の充実 【自主事業(一部受託※)・拡充】	担当職員の 増員 市計画策定 の参画、協 力	後見支援員 の確保 →	担当職員専 従化の検討 計画に基づ いた協力	→ →	→ →
Ⅱ－(2)－2. 日常生活自立支援事業活用促進 【受託事業・拡充】	支援機関向 けの事業	→	→	→	→
Ⅱ－(2)－3. 公正証書に基づく保証支援活動 ニーズ調査 【自主事業・新規】	ニーズ調査 検証	→	市を交えた 事業の検討	→	→

※一部受託：成年後見制度法人後見支援事業

< 図 本会における権利擁護関連活動イメージ >



重点目標（3）生活困窮世帯への支援活動

緊急的に生活が困窮してしまった世帯への一時支援、長引く景気の低迷で生活困窮に陥った世帯の自立支援など、困窮の原因や世帯の状況に応じて、市の各課や他の支援機関との緊密な連携により各種施策へ迅速・適切につなげていく支援を今後も継続します。

平成29年度から市受託事業として実施する「生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）」については、今後も着実に実施するとともに、経済的に自立した世帯をさらに増やしていけるよう、生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の新規受託も視野に入れ、総合的な自立支援のあり方を市と協議します。

また、本会では令和元年度から、食品ロスの削減に取り組む「フードバンク活動」への協力を始めました。寄せられた食料品の一部は生活困窮世帯の支援に活用されています。今後も「フードバンク活動」への協力を広く市民へ呼びかけ、食料品の有効活用と生活困窮者支援の両立を目指します。

Ⅱ－（3）－1. 施策の活用による生活困窮世帯への支援

自立相談支援事業での相談支援において、住居確保給付金（神栖市）、生活福祉資金貸付制度（茨城県社協）、無料・低額診療事業（社会福祉法人の医療機関）、自主事業の緊急生活支援事業（食材等の現物支援）など、生活困窮世帯の実情に合わせた支援施策を活用するため、実施機関との連携を図って実施します。

Ⅱ－（3）－2. 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の受託の検討

本会が就労準備支援事業を実施することで、自立相談支援事業で就労訓練を希望する相談者をスムーズにつないで一貫した支援ができることや、課題とされるひきこもり当事者支援の取り組みのひとつとして事業展開することも可能となります。家計改善支援事業は、当面の生活費の確保が必要な相談者に、本会が申請窓口である生活福祉資金貸付との一元的な支援ができると想定されます。これらの点から本会での2つの事業の受託について、職員体制、業務量、実施場所などを検討し、神栖市と協議します。

Ⅱ－（3）－3. 食料品寄付を活用した生活困窮者支援の取り組み

フードバンク活動との提携で寄贈される食料品と、フードバンク茨城との提携で本会ボランティアセンターに設置した食料収集箱「きずなBOX」へ寄付される食料品の一部を、生活困窮世帯等の支援に活用します。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
Ⅱ－（３）－１． 生活福祉関連施策を活用した相談支援 【自主事業・継続】	関係機関との情報共有	適正運営	→	→	→
Ⅱ－（３）－２． 就労準備支援事業及び家計改善支援事業受託の検討 【受託事業・新規】 (生活困窮者自立支援事業)	市と受委託の協議	協議結果により運営または連携・協力	→	→	→
Ⅱ－（３）－３． 食料品寄付を活用した生活困窮者支援の取り組み 【自主事業・拡充】	寄付受入の広報継続	→	→	→	→

【基本目標 Ⅲ】市民との協働による地域生活支援のしくみづくり

重点目標（１）ボランティア・目的別コミュニティづくりの応援

市内では、自分たちの暮らしをより豊かにしていくため、あるいは地域の福祉課題解決のため、様々なボランティア活動が行われています。また、同じ課題や目的を持つ方が集まり、学習会等を通じて交流を深める当事者グループ活動も生まれています。

ボランティアセンターは、こういった市民による多様な自主的活動をベースとした、新しいつながりづくりを目指します。そのため、新規立ち上げや規模拡充に向けた支援など、活動がさらに広がるよう応援を続けます。さらに、多くの市民に参加してもらえるよう、活動拠点となるボランティアセンター内交流サロンの環境整備、情報発信機能の強化を行います。

併せて、ボランティアコーディネーターは、活動したい方（団体）のやりたいこと、興味のある分野や得意とすること等をアセスメントし、それを生かせる活動を紹介する、あるいは新たな活動を提案するなど、ソーシャルワーク機能をこれまで以上に駆使してコーディネートを行います。

Ⅲ－（１）－１．ボランティアセンター機能の充実強化

「交流サロン」は、市民にとって使い勝手の良い場所となるよう、掲示コーナーの刷新や参考図書の充実、居室内の配置換え等、環境整備を行います。また、交流サロン内での小イベント（ゆずりますマーケット等）を定期開催し、多くの市民に訪れてもらえる工夫をします。併せて、情報面の機能強化を図るため、より市民がアクセスしやすくなるよう、ホームページのリニューアル、及びSNSを活用した情報発信を行います。

Ⅲ－（１）－２．目的別コミュニティづくりの側面的支援

わくわくサロン活動は地域のボランティアが運営する、高齢者や子育て中の母親など、市民同士が交流する場として開催されています。サロン活動の広報を継続し、地域のボランティア、民生委員、地区等と連携を続けながら、サロンの新規立ち上げから関わり、自主運営に向けた支援を行います。

ボランティアグループや、高次脳機能障害や介護者の会、障害児者の親の会、福祉団体等の当事者グループ活動については、新たなグループの立ち上げ支援、及び、活動目的別の交流会や勉強会の開催、市外で行われる研修等への参加支援などを実施し、活動する方々の横のつながりづくりを促進します。

さらに、「こども食堂」の運営など、市民の生活課題の直接解決に取り組もうとする市民グループを応援していけるよう、福祉活動基金による助成制度の拡充を行います。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
Ⅲ－（１）－１. ボランティアセンター機能の充 実強化 【自主事業・拡充】	交流サロン 整備	→ 新HP公開	→ → SNS活用	→ → →	→ → →
Ⅲ－（１）－２. 目的別コミュニティづくりの側 面的支援 【自主事業・拡充】	サロン等新 規設置支援	→	→	→	→
	目的別交 流・学習会 実施	→	→	→	→
	助成制度の 拡充	→	→	→	→

重点目標（２）市民活動による助け合い・災害時支援活動の推進

市民の福祉課題に、市民自身が向き合い、市民自らの力で解決していこうという思いを形にし、推進していく活動に、これからも積極的に取り組みます。

「住民参加型在宅福祉サービス“ういるかみず”（高齢者世帯の家事支援等）」「ファミリーサポートセンター（神栖市から受託。お子さんのお預かり）」をはじめとする市民活動は、活動の理解者であり参加者となる市民をさらに増やすことが必要です。ボランティアセンターは、そのための入門講座やスキルアップ研修を開催し、多くの市民が福祉・ボランティア活動に参加してもらえるよう、ホームページ等で広く呼びかけます。

また、本会CSWと協力して将来起こりうる福祉課題を予測し、課題解決に向けた関係機関との連携と併せ、住民参加による課題解決の可能性を探り、勉強会や研修会等を重ね、新しい活動メニューの開発、活動の担い手づくりに取り組みます。

大規模災害発生時には、市民活動・助け合い活動が特に大きな役割を発揮します。市災害対策本部からの要請に基づき本会が中心となって運営する災害ボランティアセンターが、市民活動を結集して要援護者への支援をスムーズに展開できるよう、事務局内で平時からの備えと訓練に努めます。

Ⅲ－（２）－１．住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化

「ういるかみす」「ファミリーサポートセンター」は、協力会員、子育てサポーター養成研修の充実と合わせ、公的制度ではカバーしきれない、市民目線で必要と思われる利用ニーズに対応できるようスキルアップ研修の充実を図ります。

加えて、市民の興味・関心事や、身につけたい技術の習得（庭木の剪定、バルーンアート等）などを糸口にボランティア活動に発展させられるようなアプローチも展開し、新たな人材の開拓や活動の広がりに繋がります。

研修等の実施にあたっては、より多くの方に参加いただけるよう、夜間や土・日曜日の開催なども検討します。

Ⅲ－（２）－２．災害ボランティア受け入れ体制の整備

災害ボランティアの担い手となる市民に対しては、ホームページやSNSによる効率的な情報発信手段を準備しておくとともに、災害（防災）ボランティア講座の開催等を通じて、災害時のボランティア受け入れ体制について市民と課題の共有を図ります。

市地域防災計画改定や、他地域での支援経験をふまえ、適宜、災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルを見直します。また、市や他の支援団体との合同研修への参加等を通じて連携を継続し、災害発生直後からセンター立ち上げ、運営時における各機関の役割を確認し共有化を図ります。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
Ⅲ－（２）－１． 住民参加により福祉課題を直接 解決するための基盤強化 【自主事業・受託事業(※)・継続】	協力者の養成 新たな課題 予測	→ 住民参加の 検討	→ 人材養成	→ 活動実施	→
Ⅲ－（２）－２． 災害ボランティア受け入れ体制 の整備 【自主事業・継続】	各機関との 連携	災害用情報 システム検 討 → マニュアル 見直し	情報システ ム構築 →	実施・検証 →	→ →

※受託事業：ファミリーサポートセンター事業

重点項目（3）福祉教育支援活動の充実

学校や企業への福祉教育支援活動は、市民の福祉意識の土壌を作り、未来の福祉・ボランティア活動の担い手を育む大切な取り組みであり、今後も出前講座を中心に、地域のボランティアや障害当事者、シニアクラブなどから協力をいただきながら事業展開します。

福祉教育には、対象の年代層や興味・関心に合わせてプログラムを用意することが有効であり、ボランティアセンターによるプログラム開発と、各年代層へのアプローチ、及び新たな協力者の開拓に努めます。

また、広報紙・ホームページ等を活用し、特に児童やそのご家族に向けたコンテンツを充実させることで、若年層に対し福祉やボランティアへの気運を醸成します。

Ⅲ－（3）－1. プログラム開発・協力者の開拓

これまで接点のなかった地域の人々と出会い、お互いに理解を深め合う場でもある福祉教育出前講座では、その協力者の確保とコーディネートが重要となります。体験方式、講話方式、交流方式など、多様なプログラムを開発していくとともに、登録ボランティアグループや市内の福祉専門機関など、本会が構築したネットワークを活用して新たな協力者の開拓に努めます。

Ⅲ－（3）－2. 各年代層への福祉教育支援活動の推進

小中学校への出前講座は今後も充実を図ります。また、児童向けの夏休みボランティア体験講座、福祉や医療分野に関心のある高校生を対象とした「高校生の進路アシストカレッジ」等、学校以外での学習・体験の機会を提供し、内容の充実を図ります。

さらに児童に対しては、本会広報紙「かみす社協ニュース」「ボランティアセンターマガジン」、本会ホームページを福祉教育・啓発のツールと捉え、福祉への関心を持てるような広報紙での記事、ホームページ上でのコンテンツ充実を図ります。

また、社会人が福祉やボランティア活動に取り組んでもらえるよう、企業や従業員向けの福祉・ボランティア講座、社会貢献メニューの紹介、退職予定者向け講座（家族の介護について、趣味・特技の習得等）など、本会が提供できるプログラムを具体化し、市内企業等へ呼びかけます。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
Ⅲ－（３）－１． プログラム開発・協力者の開拓 【自主事業・継続】	年代層別プログラム一覧作成	→	→	→	→
	関係者への協力呼びかけ・講座等	→	必要に応じ講座開催	→	→
Ⅲ－（３）－２． 各年代層への福祉教育支援活動の推進 【自主事業・拡充】	協力者データベース化	→	データ更新	→	→
	小中学校出前講座	→	→	→	→
	広報紙に児童向けコーナー開設	広報紙・HPに児童向けコーナー開設	→	→	→
	夏休み体験講座	→	→	→	→
	高校生の進路アシストカレッジ	→	→	→	→
企業・社会人向け出前講座	→	→	→	→	

【基本目標 IV】 事業推進のための組織体制の発展・強化

重点項目（1）事業を支える財政基盤の強化

社協の地域福祉事業を支える最も重要な財源は市民の皆様からの会費、寄付金です。第4次計画に引き続き広報紙、ホームページ等で社協活動をPRし、理解者を増やす取り組みを進めます。これに加え、本会への寄付者が受ける税制上の優遇を大きくすることで、寄付のしやすさ、寄付によるメリットが増えるよう取り組みます。

自主財源増強の方策として、すでに実施している市内事業所への社協基金箱設置や福祉活動基金の原資活用と併せて、これまで収益ゼロであった受託事業に一定割合の利益をのせ、社協事業の財源として活用することを市と検討します。

IV－（1）－1. 理解者を増やす広報

各世帯向けに社協会員加入をご案内するリーフレットの内容を充実させ、引き続き市内各地区の理解と協力を求めます。併せて、広報紙、ホームページ等でのPRにより理解者を増やし、会費・寄付金の増収を図ります。ホームページはリニューアルし、スマートフォンでの閲覧にも適したものとします。

IV－（1）－2. 寄付をしやすい環境整備

本会が個人の小口寄付において減税効果の大きい税額控除対象法人となることで市民の本会への寄付のメリットを増やし、寄付金の増額を図ります。

IV－（1）－3. 受託事業等の利益を自主財源として活用

すでに労働者派遣事業で実施している一定の利益率を対価に乗せ自主財源とすることを、現在収益ゼロである市受託事業受託金にも導入していくことを市と協議・検討します。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
IV－（1）－1. 理解者を増やす広報 【自主事業・継続】	リーフレット充実	→ ホームページリニューアル	→ →	→ →	→ →
IV－（1）－2. 寄付をしやすい環境整備 【自主事業・新規】	税額控除対象法人となるための準備	認定 PR	→ →	→ →	→ →
IV－（1）－3. 受託事業等利益の活用 【自主事業・新規】	検討	行政との協議	→	導入・活用開始	→

重点目標（２）住民ニーズに合致した業務体制の構築

本会は平成30年度をもって直接サービス部門（ホームヘルプサービス、障害者デイサービス、障害者福祉作業所）を終了し、自らが福祉サービス事業所を運営することにより生じる利益相反関係を排することで、中立公正な相談専門機関として再びスタートを切りました。今後も住民ニーズが高まると見込まれる福祉後見サポートセンターの規模拡充と他部門との分離、また3つの圏域に配置したCSWの専従化について、職員の労働時間や業務別の質・量等を数値化し把握した上で検討します。

また、本会は労働者派遣事業所として行政福祉関係の窓口には本会専門職を派遣していますが、行政以外の派遣先の開拓や、労働派遣者でもある本会専門職への定期的な研修を実施することで派遣労働者としての資質を高め、公の福祉の向上を図ります。

IV－（２）－１．職員の業務量の把握と活用

業務ごとに求められる質、必要な作業量を数値化し集計することで、職員の業務分担や配置、人事評価、事業ごとの経費積算の基礎資料とします。また、これらを把握することによって、住民ニーズに合わせた職員配置、採用計画、市受託金の積算に活用します。

IV－（２）－２．職員の研修体制の確立

福祉関係制度だけではなく労働法の改正等、担当外も含めた研修を開催し、職員間の情報共有、職員の資質向上をめざします。また、派遣労働者でもある正職員に定期的な研修を実施することで、対人援助機関での相談対応の質の向上を図り、新規派遣先の開拓や公の福祉への貢献につなぎます。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
IV－（２）－１． 職員の業務量の把握と活用 【自主事業・拡充】	調査 職員配置のためデータ活用	→ → 受託事業等の具体的な経費積算	→ → →	→ → →	→ → →
IV－（２）－２． 職員の研修体制の確立 【自主事業・継続】	実施→	→	→	→	→

重点項目（3）時代に即応した組織の強化

社会福祉協議会は、特に高い公益性が求められる社会福祉法人であるため、今後も他の社会福祉法人の模範となるよう、各種法令の遵守に加え、組織体制の強化を継続します。

組織の意思決定を行う理事、監事、評議員のうち、新任者向けの資料を充実させ、スムーズに、深く議論ができる環境を整えます。また、本会にはすでに役員・評議員として多くの市内の社会福祉法人関係者が就任していますが、これを基盤とした市内社会福祉法人間のネットワーク強化に取り組みます。

福祉活動基金を令和元年度当初残高13,600万円のうち7,600万円を令和元年度から10年をかけて取り崩し、本会事業推進のため活用していくことがすでに決定しています。現在展開している事業・設備の維持のみではなく、今後10年、15年先を見据えた市民の利便性向上のための新規設備導入等の費用とします。

IV－（3）－1. 新任役員等向け資料の充実

社会福祉法人運営、福祉関係制度、本会事業、他団体の先駆的取り組み等の、法人の運営に関わる資料・マニュアル等を作成・配付します。

IV－（3）－2. 市内社会福祉法人間のネットワーク・連携強化

現在の社協役員・評議員等組織体制を基盤とし、市内社会福祉法人との適切な連携を進め、市民の複合化された生活課題を解決していくための情報共有を図ります。

IV－（3）－3. 福祉活動基金を活用した設備導入

市民の個人情報を守る情報セキュリティ強化や社協活動への参加をしやすくする会費・寄付金のキャッシュレス化など、今後必要と見込まれるシステムの導入を専門機関のコンサルティングを受けながら整備を進めます。

実施計画	1年次 令和2年度	2年次 令和3年度	3年次 令和4年度	4年次 令和5年度	5年次 令和6年度
IV－（3）－1. 新任役員等向け資料の充実 【自主事業・継続】	内容検討	実施	→	→	→
IV－（3）－2. 市内社会福祉法人間ネットワーク強化 【自主事業・新規】	内容検討	本会役員等 所属法人と 連携	→	市内法人と の協議の場 検討	→
IV－（3）－3. 福祉活動基金を活用した設備導入 【自主事業・新規】	導入するシ ステムの計 画化	計画に基づ き順次導入	→	→	→

参考資料

目 次

1. 神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移（H25～R1）	39
2. 第5次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	41
3. 第5次地域福祉活動計画策定の経緯	43
4. 地域福祉活動計画策定委員会設置要項	45
5. 神栖市社会福祉協議会職員行動原則	47
6. 用語の解説	49

神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
正規職員数	18	18	18
常勤職員数	20	20	19
非常勤職員数	34	29	25
職員総数	72	67	62
<ul style="list-style-type: none"> ・…社協自主事業 ★…介護保険事業 ★…障害者自立支援法に基づく事業所 新)…新規事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神家族会 ・発達障害講座(第6期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・成年後見制度利用支援相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ☆居宅介護支援事業所 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者会食 ・独居高齢者遠足 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・社協事業評価 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(第7期) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・成年後見制度利用支援相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ・新)専門職の人材派遣(市3課) ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車輛貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(フォローアップ) ・高次脳障害支援 ・発達障害相談室 ・精神保健相談室 ・成年後見制度利用支援相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ・新)CSWの圏域別配置(1名) ・新)法人後見団体設立準備 ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業
受託事業 ○…市受託事業 ◎…市指定管理者事業 □…茨城県社協受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケアシステム推進事業 ○移動支援事業 ○介護認定調査 ○軽度生活援助事業 ○生きがいデイサービス ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○市精神保健福祉士相談業務 ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業 ◎地域活動支援センター ◎福祉作業所きぼうの家 ◎介護保険デイサービス □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケアシステム推進事業 ○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業 ◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業 ◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家 □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業
福祉団体支援	4団体	4団体	4団体
総決算額	283,103,771円	270,505,878円	255,788,884円

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18	17	18	19
14	13	15	1
22	20	17	3
54	50	50	23
<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(第8期) ・高次脳障害支援 ・精神保健相談室 ・長期休暇中の障がい児預かり ・専門職の人材派遣(市3課) ・CSWの圏域別配置(1名) ・新)福祉後見サポートセンターかみす ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・精神訪問活動 ・発達障害講座(スキルアップ) ・高次脳障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(2名) ・福祉後見サポートセンターかみす ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両貸出(～9月) ・新)福祉車両利用料助成(10月～) ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・発達障害講座(スキルアップ) ・高次脳障害支援 ・精神保健相談室 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(2名) ・福祉後見サポートセンターかみす ☆訪問介護事業 ★障害者ホームヘルプ ★障害者計画相談事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会等 ・共同募金事業 ・社協会費関連業務 ・福祉総合相談 ・住民参加型在宅福祉サービス ・わくわくサロン支援 ・サービスポスター ・在宅ケア会議 ・在宅訪問活動 ・制度申請代行 ・ボランティアセンター運営 ・ボランティア相談事業 ・福祉感謝会 ・ボランティア助成 ・福祉教育出前講座 ・ボランティア講座 ・高校生の進路アシストカレッジ ・独居高齢者交流事業 ・ことばと発達の相談室 ・緊急生活支援事業 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護者の会 ・福祉車両利用料助成 ・子育てボラ支援 ・精神デイケア(自主) ・発達障害講座(第9期) ・高次脳障害支援 ・精神保健相談室 ・新)ひきこもり家族相談 ・専門職の人材派遣(市4課) ・CSWの圏域別配置(3名) ・福祉後見サポートセンターかみす ★障害者計画相談事業
<ul style="list-style-type: none"> ○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○知的障がい児放課後支援事業 ○養育支援訪問事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○移動支援事業 ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○養育支援訪問事業 ○新)生活困窮者自立支援事業 ○新)成年後見制度法人後見支援業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○軽度生活援助事業 ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○養育支援訪問事業 ○生活困窮者自立支援事業 ○成年後見制度法人後見支援業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害区分認定調査 ○精神保健デイケア ○ファミリーサポートセンター ○障害相談支援事業 ○高齢者相談センター ○生活困窮者自立支援事業 ○成年後見制度法人後見支援業務
<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者デイサービスセンターのぞみ ◎福祉作業所きぼうの家
<ul style="list-style-type: none"> □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> □生活福祉資金 □日常生活自立支援事業
4団体	4団体	4団体	4団体
251,613,067円	255,659,529円	252,375,392円	201,224,395円

2. 神栖市社会福祉協議会 第5次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：令和元年8月29日から

令和2年3月31日まで

	氏名	所属	備考
1	今郡 利夫	神栖市連合民生委員児童委員協議会、社協副会長	委員長
2	小島 真知子	ボランティアサークルひとみの会、社協副会長	副委員長
3	竹内 光日出	学識経験者、社協常務理事	
4	鈴木 伸洋	学識経験者、社協理事	
5	藤田 昭泰	神栖市議会、社協理事	
6	木内 久子	特別養護老人ホームマリンピア神栖、社協理事	
7	信太 俊浩	老人保健施設シオン、社協理事	
8	花田 三男	障害者支援施設神栖啓愛園、社協理事	
9	中嶋 正子	指定障害福祉サービス多機能型事業所ハミングハウス、社協理事	
10	千葉 千恵子	ボランティアサークルほほえみ、社協理事	
11	原 直俊	神栖市連合民生委員児童委員協議会、社協理事	
12	坂下 弘之	鹿島共同施設(株) 専務取締役、社協理事	
13	池田 明	神栖市行政委員連絡協議会、社協理事	
14	安藤 幸男	神栖市行政委員連絡協議会、社協理事	
15	野村 みさ子	神栖市更生保護女性会、社協理事	
16	宮川 純一	神栖市PTA連絡協議会、社協理事	
17	畠山 修	神栖市健康福祉部長、社協理事	
18	中山 照明	学識経験者、社協監事	
19	徳永 正克	神栖市連合民生委員児童委員協議会、社協監事	

(※敬称略。令和2年2月29日現在)

事務局内プロジェクトチーム

氏名	所属・役職	資格
橘田 勝	事務局長	社会福祉士・精神保健福祉士
篠塚 たか子	波崎支所長、地域福祉推進センター長	社会福祉士・精神保健福祉士
荒井 真由美	神栖本所地域福祉総合相談センター長	社会福祉士・精神保健福祉士
相良 光浩	神栖本所福祉活動推進センター長	社会福祉士・精神保健福祉士
鴨川 和明	神栖本所地域福祉総合相談センター主査	社会福祉士・精神保健福祉士
名雪 義一	神栖本所地域福祉総合相談センター係長	社会福祉士・精神保健福祉士
名雪 貴宏	神栖本所福祉活動推進センター係長	社会福祉士・精神保健福祉士
奥村 康行	波崎支所地域福祉推進センター係長	社会福祉士・精神保健福祉士

3. 第5次地域福祉活動計画策定の経緯

年月日	会議名等	内 容
令和元年 7月25日	社協事務局内 企画調整会議	・第5次地域福祉活動計画策定について
8月29日	社協理事会 (第1回策定委員会)	・地域福祉活動計画策定委員会設置要項の一部改正(案)について ・第5次地域福祉活動計画策定の趣旨、基本コンセプト、策定スケジュール(案)について
9月30日 10月4日 10月8日	事務局内 プロジェクトチーム	・第4次地域福祉活動計画の総括について ・第5次地域福祉活動計画骨子について
10月17日 11月1日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画骨子及び構成について
11月19日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画 第1章(素案)について ・第2章(素案)作成分担について
11月27日	社協事務局内 企画調整会議	・プロジェクトチームの進捗状況について ・第5次地域福祉活動計画 第1章(素案)について
12月4日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画 第1章(素案)について ・第5次地域福祉活動計画 第2章(素案)について
12月12日 12月18日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画(素案)について
12月25日	社協事務局内 企画調整会議	・第5次地域福祉活動計画(素案)について
令和2年 1月7日	事務局内 プロジェクトチーム	・第5次地域福祉活動計画(素案)について

年月日	会議名等	内 容
令和2年 1月16日	第2回策定委員会 (社協理事会)	<ul style="list-style-type: none"> 第5次地域福祉活動計画(素案)について 社協会長への報告
1月16日 1月24日	事務局内 プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> 第5次地域福祉活動計画(素案2)について 参考資料作成役割分担について
1月30日	社協事務局内 企画調整会議 プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> 第5次地域福祉活動計画(素案2)について 参考資料について
2月17日 ～ 3月2日	第3回策定委員会 (社協理事会) 書面審議	<ul style="list-style-type: none"> 第5次地域福祉活動計画(素案2)について
2月17日 ～ 3月2日	市役所関係各課への 意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 第5次地域福祉活動計画(素案2)について
2月27日	事務局内 プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> 第5次地域福祉活動計画(最終案)について
3月23日	事務局内 企画調整会議 プロジェクトチーム	<ul style="list-style-type: none"> 第5次地域福祉活動計画(最終案)について
3月24日 ～ 3月31日	第4回策定委員会 (社協理事会) 書面審議	<ul style="list-style-type: none"> 第5次地域福祉活動計画(最終案)について承認 社協会長への報告
3月24日 ～ 3月31日	社協評議員会 書面審議	<ul style="list-style-type: none"> 第5次地域福祉活動計画(最終案)について報告

4. 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目 的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画策定委員会の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 神栖市における地域福祉の推進と、本会の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第3条 委員会は、本会会長からの次に掲げる諮問事項を、調査・審議し、本会会長へ報告する。

- (1) 計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び解決策の検討
- (2) 本会の組織体制と財政基盤の整備及び経営改善に関する行動計画「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会発展・強化計画」に必要な事項について前号との一体的な実態の把握、問題・課題の整理及び解決策の検討
- (3) 計画の策定
- (4) その他、計画策定のために必要な事項

(構 成)

第4条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、本会理事及び監事で構成する。

(委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、本会副会長をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会員20名以内をもって構成する。
- 3 専門部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び専門部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任 期)

第9条 委員の任期は、必要な調査・審議、検討及び本会会長への報告が終了したときに終わる。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、本会事務局内において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

この要項は、令和元年9月1日から施行する。

5. 神栖市社会福祉協議会職員行動原則

「神栖市社会福祉協議会職員行動原則」の策定について

平成24年3月28日

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

○人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。

○個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【誰もが安心して暮らせるコミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体によるコミュニティづくりをめざします。

○様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。

○住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加し、人との繋がり合いを実感し、誰もが安心して暮らせるコミュニティづくりを計画的に進めます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

○社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなど、あらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働の場をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。

○地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

○地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発・改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。

○地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、人々が繋がり合いを実感し安心して暮らせるコミュニティの実現など、地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

○社協職員（コミュニティソーシャルワーカー）としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働し合える環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。

○常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

○関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。

○職務上知り得た個人情報、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。

○住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

用語の解説（50音順）

ア行

アウトリーチ …… コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の支援者が、相談者等のところへ直接的に出向いて、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。

アセスメント …… 利用者に関する情報を収集・分析し、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握すること。

カ行

家計改善支援事業 …… 家計表等のツールを活用し、生活困窮者の属する世帯全体の家計収支等を評価・分析し、対象者の家計の改善の意欲を高める市町村の任意事業。（生活困窮者自立支援法）

きずなBOX …… 一般の方から気軽に食品を寄付してもらえるよう、公共施設などに設置。寄せられた食品は生活困窮世帯や福祉施設などに無償で提供するフードバンク活動の1つ。神栖市では保健福祉会館2階ボランティアセンター交流サロンに設置。

緊急生活支援事業 …… 市内の生活困窮状態にある世帯に対し、食材の現物や供給停止状態もしくはそのおそれのある水道光熱費用を立替、一ヶ月の生活維持を目安として支援することにより、その世帯の自立更生を一時的に支援する神栖市社協の独自事業。（神栖市緊急生活支援実施要項）

権利擁護 …… 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障害者の人権を守り、ニーズ表明を支援し、代弁すること。

高次脳機能障害 …… 脳卒中や事故等によって脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、社会的行動傷害などの認知障害を生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難となる障害。

公正証書 …… 公証役場に配置された公証人が作成する公文書。「遺言書を作るとき」「離婚の際の慰謝料や養育費の支払い」「お金の貸し借り」などの公文書として、証明力、証拠力を備えた証書。（公証人法）

こども食堂 …… 地域のNPOやボランティアが、こどもやその親、地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場のこと。

コミュニティソーシャルワーク

…… 地域社会福祉援助技術。コミュニティに焦点をあてたソーシャルワーク業務の進め方。支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などの環境面を重視した援助。その援助を行う人をコミュニティソーシャルワーカー（CSW）という。

コンサルテーション……業務遂行のために特定の領域の専門家に相談すること。

コンセプト……実現に向け考えを組み立てる・組み立てた考えの内容、構想または概念。

サ行

災害ボランティアセンター

……大災害が発生した後で、被災地の社会福祉協議会などによって設置され、災害によって生じた被災者の困りごととボランティアをつなぎ、被災地の復旧とともに解消する期間限定のボランティアセンター。

指定管理者制度……多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図り併せて経費の削減等を図る制度。(地方自治法)

社会資源……人々の生活の諸要求の充足や、問題解決の目的に使われる各種施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

社会福祉士……福祉全般に関する専門的知識及び技術を有する相談援助業務の国家資格。平成31年3月末現在で厚生労働省登録数は233,517人。(社会福祉士及び介護福祉士法)

住居確保給付金……離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、一時的に家賃の補助を行い安定した住居の確保と就労自立を図る市町村の必須事業。(生活困窮者自立支援法)

住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみず」

……地域で安心した生活が送れるよう利用者と担い手がともに会員となり、会員相互の助け合いとして家事援助、外出援助などの有償のサービス。(神栖市社会福祉協議会在宅福祉サービス事業実施要項)

就労準備支援事業……一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する市町村の任意事業。(生活困窮者自立支援法)

食品ロス……まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

ストレスマネジメント……身体や心に悪影響を起こすストレスとの上手な付き合い方を考え、適切な対処法をしていくこと。

生活困窮者自立支援事業……働きたくても働けない、住む所がない方の相談窓口で、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う市町村の必須事業。(生活困窮者自立支援法)

生活福祉資金貸付制度 … 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市町村社会福祉協議会が窓口となって実施。(厚生労働省発社援 0728 第 9 号を根拠とする「生活福祉資金制度要綱・生活福祉資金運営要綱」)

精神保健デイケア …… 在宅の精神障害者が、レクリエーション等のグループ活動を通じて、対人関係能力の改善を図り社会参加を促進する本会事業。事業の一部を市から受託。(神栖市精神障害者デイケア事業実施要項)

精神保健福祉士 …… 精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う社会福祉専門職の国家資格。平成 31 年 3 月末現在で厚生労働省登録数は 85, 122 人。(精神保健福祉士法)

成年後見制度 …… 判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、財産管理や身上監護によって本人を支援する人(成年後見人等)を家庭裁判所に選任してもらい、その人に法的権限を与えて本人に代わって法律行為ができるようにする制度。なお成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などからも選任される。(民法)

タ行

第三者後見人 …… 親族以外の後見人(弁護士・司法書士・社会福祉士・友人・知人等)。

データベース …… 検索や蓄積が容易にできるよう整理された情報の集まり。

DV(ドメスティックバイオレンス)

…… 配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる暴力。

ナ行

日常生活圏域 …… 高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内に設定される生活圏域。神栖市では3つの圏域を設定。第1圏域：堀割～溝口、第2圏域：知手～太田、第3圏域：矢田部～波崎。

日常生活自立支援事業 …… 認知症、知的障害、精神障害のある人など判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用契約の支援、日常的な金銭管理サービス、重要書類預かりサービスによって地域生活を継続的に支援する社会福祉協議会の事業。(社会福祉法)

ハ行

発達障害……………自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。(発達障害者支援法)

PDCA……………Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) を繰り返すことによって業務を継続的に改善する手法。

ひきこもり……………「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでいる(厚生労働省による定義)。「ひきこもり」は、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる。

ファミリーサポートセンター

……………育児の援助を受けたい方(利用会員)と、育児の援助をしたい方(子育てサポーター・協力会員)を会員として組織化した、会員相互の有償の援助活動。地域の子育て支援を図る市からの受託事業。(神栖市かみすファミリーサポートセンター事業実施要項)(社会福祉法)

フードバンク活動……………企業等から寄贈された食品等を、生活困窮世帯や福祉施設等に有効活用していく活動。家庭からも寄付してもらえるよう公共施設などへ「きずなBOX」を設置している。

福祉活動基金……………市民から社協(善意銀行)に寄せられた寄付金等を積み立て、その原資や果実を活用して、社会福祉の分野で自主・自発的に活動する市内のボランティアグループや当事者グループ、福祉教育事業に取り組む市内小、中、高等学校に対して活動費用の一部を助成する、神栖市社協の基金の名称。(神栖市社会福祉協議会福祉活動基金設置要項)

福祉活動の組織化……………福祉と保健・医療、その他の地域の福祉機関の連携・調整及びネットワークづくり。

法人後見……………後見人の役割を個人的に行うのではなく、法人が担うこと。

マ行

民生委員……………厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、無報酬で活動する。また民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。自らも地域住民の一員として、担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たす。(民生委員法)

無料・低額診療事業 …… 生計困難者が、経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業。(社会福祉法)

ヤ行

ゆずりますマーケット …… 子どもの成長と共に使わなくなった服やおもちゃ、日用品などを、これから必要とする方に、一年に一度みんなでゆずり合い繋げていく無料バザー。本会が実施するファミリーサポートセンター会員交流会のイベントの1つ。

ラ行

利益相反関係 …… 一方にとっては利益になるが、他方にとって不利益になる関係。例：利用者とサービス事業者、成年後見人と成年被後見人、会社と取締役会等。

労働者派遣事業 …… 雇用事業の一つ。派遣元となる人材派遣会社に登録している者を、派遣先（取引先）となる事業所へ派遣して、かつ派遣先担当者の指揮命令のもとで労働サービスを提供する雇用形態のこと。(労働者派遣法)

ワ行

わくわくサロン …… 地域の住民、ボランティア等と参加者（高齢者・障害児〔者〕・子育て中の親子・子ども等）が地域でいきいきと元気に暮らせることを目的として自由に企画し、自分たちで運営していく活動。

ふれ愛プラン2020 「私たちでつくるやさしいまち」
神栖市社協第5次地域福祉活動計画

令和2年3月

発行：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

TEL：0299-93-0294 FAX：0299-92-8750

URL：http://www.kamisushakyo.com

E-mail：mail@kamisushakyo.com



「私たちでつくるやさしいまち」
社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会